

徳島県告示第200号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、徳島県吉野川県土整備事務所において、令和8年4月3日から2週間一般の縦覧に供する。

令和8年4月3日

徳島県知事 後藤田 正 純

道路の種類 県道

整理番号	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供 用 開 始 の 期 日
3	志度山川	阿波市阿波町東原184番4地 先から 同 173番1地 先まで	221.6	令和8年4月3日